

○岩国市公の施設に係る指定管理者の指定の手續 等に関する条例

平成18年3月20日

条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、市が設置する公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募するものとする。ただし、公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、申請書に公の施設の管理の業務に関する事業計画書その他市長が別に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理候補者の選定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準により審査し、最も適当と認める法人等を当該申請に係る公の施設の指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）として選定するものとする。

- (1) 公の施設の利用に関し、住民の平等な利用を確保すること、及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の設置の目的を効果的に達成するとともに、その適正な維持及び管理が図られるものであること。
- (3) 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有していること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定)

第5条 市長は、前条の規定により選定した指定管理候補者を法第244条の2第6項の規

定により議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。

(協定の締結)

第6条 指定管理者は、市長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

(変更の届出)

第7条 指定管理者は、名称、主たる事務所の所在地又は代表者を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内（年度の途中において指定の期間が満了したとき、又は第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その満了の日の翌日又はその指定を取り消された日の翌日から起算して30日以内）に、その管理する公の施設に関する事業報告書（以下「事業報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、特別な理由があると認めるときは、事業報告書の提出期日を変更することができる。

(業務の休止等)

第9条 指定管理者は、指定施設の管理の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(業務報告の聴取等)

第10条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対しその管理の業務及び経理の状況に関し、定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又はその他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき（当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。）、又は指定を取り消されたときは、直ちにその管理を

行わなくなった公の施設及びその設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、公の施設若しくはその設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、当該損傷又は滅失がやむを得ない理由によるものであると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第14条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であったものは、公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために使用してはならない。

(個人情報の保護)

第15条 指定管理者は、公の施設の利用者等に係る個人情報を保護するために、必要な措置を講じなければならない。

(情報公開)

第16条 指定管理者は、公の施設の管理の業務に関し保有する情報の公開について、必要な措置を講じなければならない。

(教育委員会の所管する公の施設への適用)

第17条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、この条例の規定中市長の権限に属するものを除き、「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えて適用する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、合併前の岩国市長及び由宇町長が行った指定その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

- 3 施行日前に、合併前の岩国市長、由宇町長、玖珂町長、本郷村長、周東町長、錦町長、美川町長及び美和町長が行った指定管理者の募集に関する事務は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(指定の取消し等の場合における措置)

- 4 第11条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消したとき、又は管理の業務の停止を命じたときは、新たに指定された指定管理者による指定の期間の始期の日若しくは停止を命じられた期間の解除の日までの間、市長が当該施設を管理するものとする。
この場合において、利用料金を徴収している施設については、指定管理者の指定を取り消した日又は管理の業務の停止を命じた日（以下これらを「処分日」という。）以後の利用に係る利用料金の額をもって、法第225条の規定による使用料の額とみなし、市長が徴収するものとする。
- 5 前項の規定により、指定を取り消され、又は管理の業務の停止を命じられた指定管理者は、処分日前に徴収した処分日以後の利用に係る利用料金を市長に納付しなければならない。